

建設業の  
一人親方等の  
みなさまへ

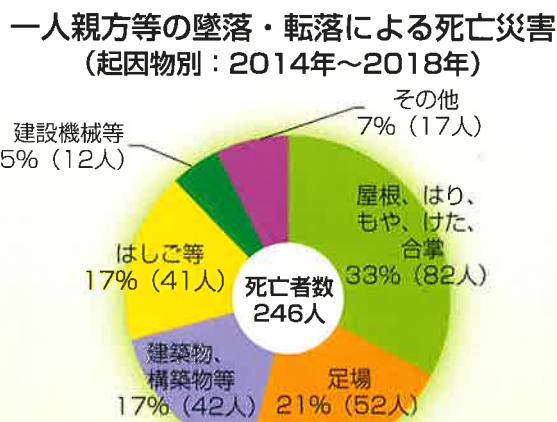
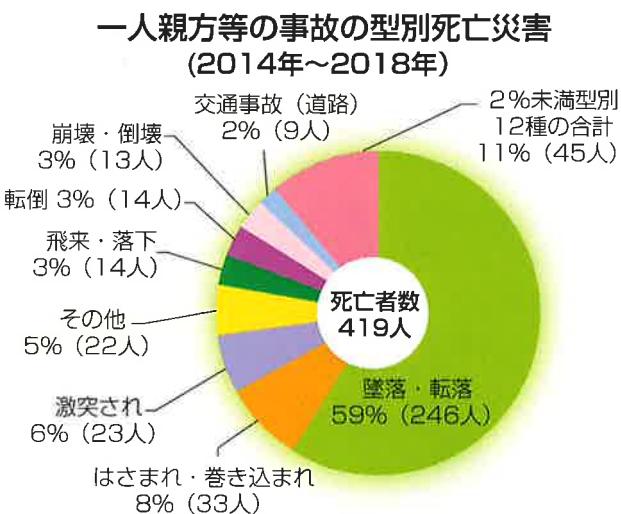
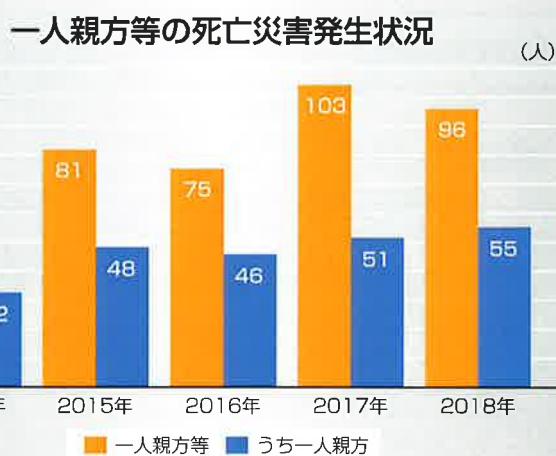
# 建設現場の災害を なくしましよう！

建設業における労働災害は、関係者の積極的かつ地道な努力により長年にわたり着実に減少してきました。しかしながら、建設業における死亡災害は全産業の中で30%を超え、死傷災害は12%超と依然として高い比率を占めています。

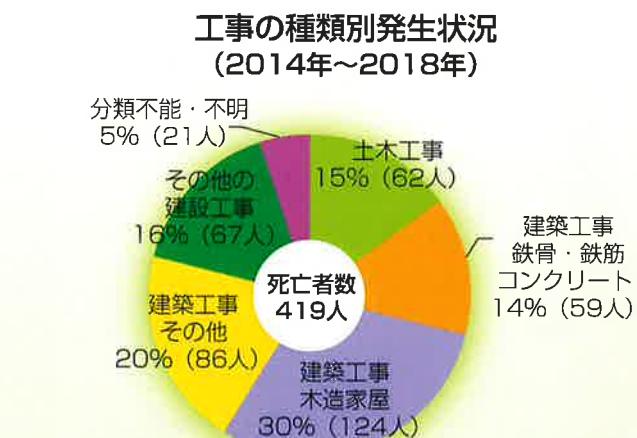
建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。

\*このパンフレットの「一人親方等」は、労働者ではない方を指し、一人親方（労働者を使用しないで事業を行う者）に加えて中小事業主、役員、家族従事者も含まれます。

厚生労働省では2014年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。一人親方等については、2014年から2018年の5年間で419人が亡くなっています。事故の型別では、墜落・転落が246人と約6割を占めています。



墜落・転落の起因物をみると、屋根・はり・けた等が33%



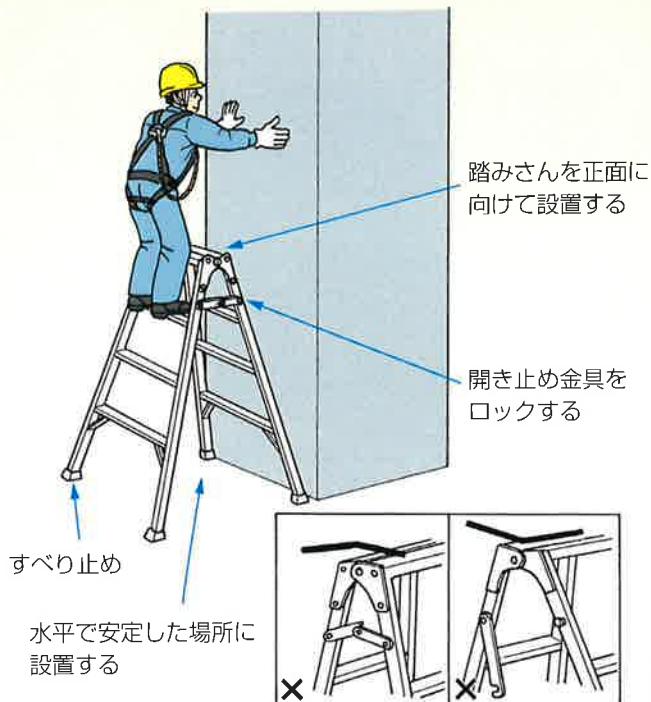
工事の種類別では、建築工事、木造家屋が30%で一番多い



建設業労働災害防止協会(建災防)

# 墜落・転落災害防止のポイント～作業上の注意事項～

## 1 脚立を使用しての作業



- ① 作業箇所に対し、踏みさんを正面に向けて設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑧ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ⑨ 手すり付きのものが望ましい

不完全な状態で使用すると、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

## 2 はしごの昇降



### 【移動はしご】

- ① 立てかける前に安全ブロックを設置する
- ② はしごの下を別の者が支える
- ③ 昇降中は、安全ブロックのフックを安全帯のD環に連結する
- ④ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態（踏みさんに足を置き、脚柱等をつかむ）を維持しながら昇降する

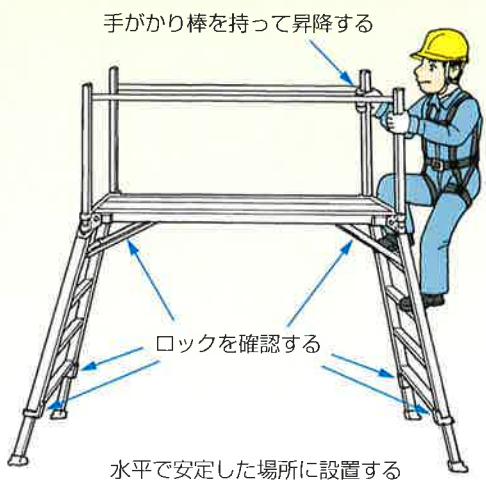
※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

### 【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
- ② はしごの上部は、床面から60cm以上突き出して設置する
- ③ 安全ブロックを昇降に支障のない場所に固定する
- ④ 昇降中は安全ブロックのフックを安全帯のD環に連結する
- ⑤ 床面に乗り移る際は、安全帯のフックを先掛けする

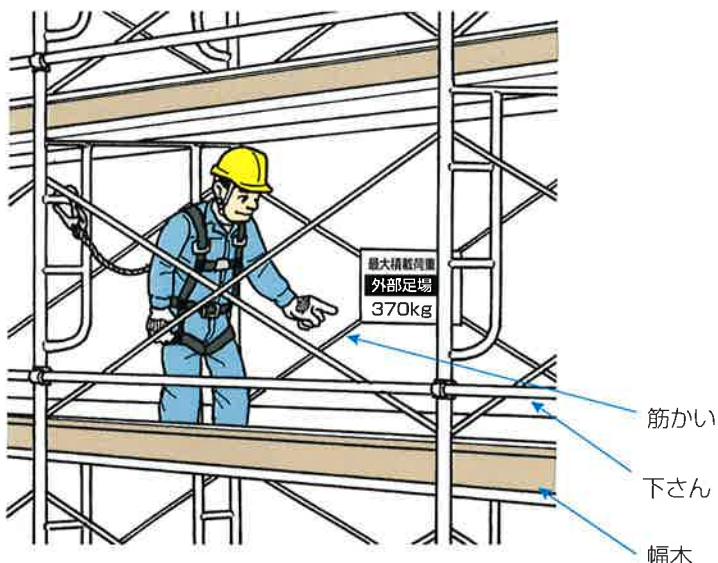
※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

### 3 可搬式作業台を使用しての作業



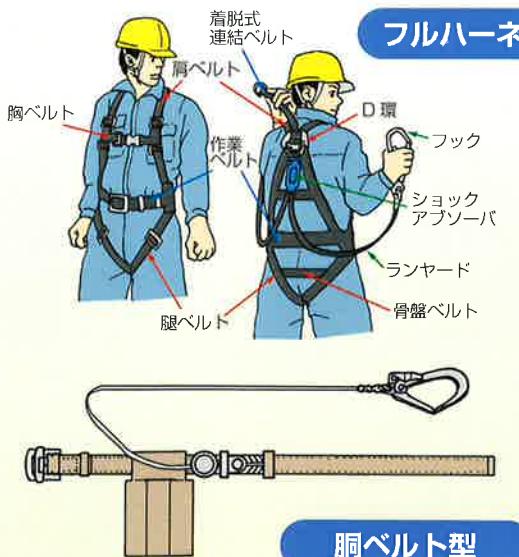
- ① 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ② 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ③ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ④ 脚部が確実にロックされたか確認する
- ⑤ 水平で安定した場所に設置する
- ⑥ 手がかり棒を立て起こして使用する
- ⑦ 手すり付きのものが望ましい

### 4 足場上での作業



- ① 足場の部材などを一時的に取り外す場合には必ず職長等責任者の了承を得て行う
- ② 必要な作業が終わったら取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）を元どおり取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態を点検する（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）

### 5 安全帯（墜落制止用器具の使用）



(注) このパンフレットの「安全帯」は改正安全衛生法令の「墜落制止用器具」である

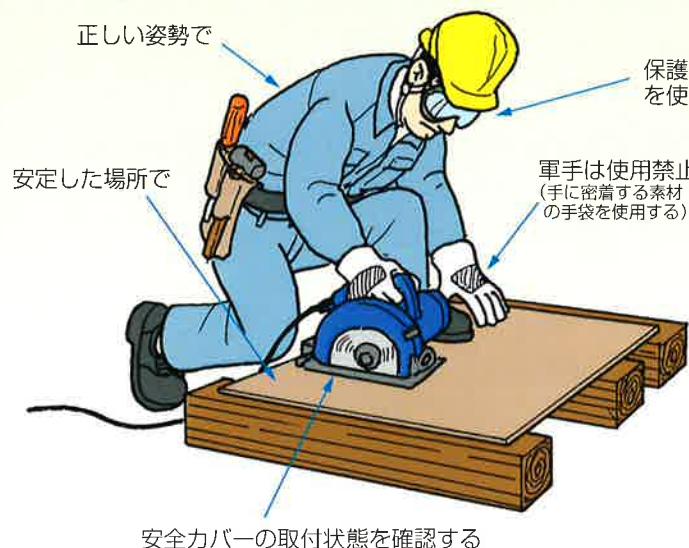
「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」があります。建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使用します。

①取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。

②安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。

③点検・保守や保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。

## 電動工具使用時の注意事項



## 石綿（アスベスト）健康障害予防の対策

石綿等を取り扱う作業を行う場合には、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



電動ファン付き呼吸用保護具の例



防じんマスクの例



保護衣

## 労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続を行う必要があります。

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討いただき、ご相談の際は最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→→→  
(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)



QRコード

「一人親方等安全衛生研修会」を実施中です。

お問合せはメールにてお願いします。[hitoriyakata@kensaibou.or.jp](mailto:hitoriyakata@kensaibou.or.jp)

建設業労働災害防止協会委託事業本部

東京都港区芝5-29-19 旭ビルディング9階

TEL: 03-3453-0978 FAX: 03-5476-8362